

経 済 産 業 省

20190318貿局第1号
輸出注意事項2019第6号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成31年4月10日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成31年4月12日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後					現 行				
別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分 1・2（略）					別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分 1・2（略）				
国・地域名	地域名				国・地域名	地域名			
	(略)	と地域①	と地域②	ち地域		(略)	と地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
南スーダン	(略)	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	○	南スーダン	(略)	○	○	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)